天理市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

## 天理市規則第6号

天理市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の退職管理に関する規則(平成28年3月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び部長」を「、部長及び局長」に改める。

第22条第2号中「第28の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条の4 第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の第22条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1 項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における改 正後の第22条の規定の適用については、なお従前の例による。